

## 小規模多機能ホーム『うと本町』運営規程

(運営規定設置の主旨)

第1条 医療法人社団金森会が開設する小規模多機能ホーム「うと本町」(以下「当事業所」という。)が行う指定小規模多機能型居宅介護事業(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業)(以下「当事業」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 当事業は要介護者の居宅及び事業所において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等のライフケアサポート、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者が馴染みの職員・環境と共に、その有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当事業所の職員は、通いを中心として、要介護者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせて、サービスを提供することにより、利用者の居宅における生活の継続を支援するよう努めるものとする。

- 2 当事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合を除き、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。
- 3 当事業の実施に当っては、関係市町村、地域包括支援センター、その他保健医療福祉サービス提供者や協力機関との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業所では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 6 サービス提供開始時には、その受給資格を確認すると共に、利用申込者又はその家族に対し、運営規定等の重要事項を文書で説明・交付し、書面で同意を得ることとする。
- 7 事業所の通常の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し、自ら適切な小規模多機能型居宅介護を提供することが困難であると認めるときは、関係機関の紹介その他の必要な措置を講じ、利用者へのサービスの提供等に支障を来たさないよう配慮する。
- 8 当事業所は、利用者の人権擁護、虐待防止の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(事業所の名称及び所在地等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 小規模多機能ホーム「うと本町」
- (2) 所在地 熊本県宇土市新小路町2番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 当事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤・兼務)  
管理者は、当事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 介護支援専門員 1名以上(常勤・兼務) 介護従業者と兼務  
介護支援専門員は登録者にかかる居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画(介護予防小規模多機能型居宅介護事業計画)の作成に当たる。

- (3) 介護従業者 8名以上

(常勤8名以上、うち1名は看護職員)

介護従業者は登録者の居宅を訪問して指定小規模多機能型居宅介護（指定介護予防小規模多機能型居宅介護）を提供するとともに、事業所において通い及び宿泊の利用者に対し指定小規模多機能型居宅介護を提供する。

看護職員は登録者の健康状態を把握し、関係医療機関との連携を行う。

(営業日及び営業時間等)

第6条 当事業所の営業日及び営業時間は以下のとおりとする。

- (1) 営業日 1年を通じて毎日営業する（休業日は設けない）
- (2) 営業時間 24時間
- (3) サービス提供基本時間（利用者の希望によってはこの限りではない）
  - ア 通いサービス 午前9時から午後4時まで
  - イ 宿泊サービス 午後4時から午前9時まで
  - ウ 訪問サービス 24時間

(登録定員及び利用定員)

第7条 当事業所における利用定員数は次のとおりとする。

- (1) 登録定員 29名
  - (2) 通い定員 18名
  - (3) 宿泊サービス 9名（居間との兼用分4名）
- 2 事業所は災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、登録定員、並びに通い・宿泊サービスの定員を遵守する。

(通常の事業の実施地域)

第8条 当事業所の通常の事業の実施地域は宇土市全域とする。

(小規模多機能型居宅介護計画（指定介護予防小規模多機能型居宅介護計画）の作成)

第9条 当事業所の介護支援専門員は、指定小規模多機能型居宅介護の提供の開始にあたり、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画を作成する。

2 指定小規模多機能型居宅介護の提供にあたっては、以下の点に留意して行う。

- (1) 地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、次条に掲げるサービスを柔軟に組み合わせることとする。
- (2) 利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮する。
- (3) 小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うこととする。
- (4) 登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等、登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供することとする。

(短期利用居宅介護)

第10条 当事業所は、次の場合に限り当事業所に登録のない者に対し、短期利用居宅介護を提供する。

- (1) 利用者の状態や利用者の家族等の事情により、利用者を担当する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員（以下「居宅介護支援専門員」という。）が、緊急に利用することが必要と認めること。

- (2) 当事業所の介護支援専門員が、短期利用居宅介護を提供しても、登録者に対する小規模多機能型居宅介護の提供に支障がないと認めること。
- 2 短期利用居宅介護の開始に当たっては、あらかじめ7日以内（利用者の日常生活上の世話をを行う家族等の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内）の利用期間を定めるものとする。
- 3 短期利用居宅介護の利用に当たっては、居宅介護支援専門員が作成する居宅介護サービス計画の内容に沿い、当事業所の介護支援専門員が小規模多機能型居宅介護計画を作成することとし、当該小規模多機能型居宅介護計画に従いサービスを提供する。
- 4 宿泊室を活用する場合については、登録者の宿泊サービス利用者と登録者以外の短期利用者の合計が、宿泊定員の範囲内で、空いている宿泊室を利用するものであること。

(指定小規模多機能型居宅介護（指定介護予防小規模多機能型居宅介護）の内容)

第11条 指定小規模多機能型居宅介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 通いサービス；事業所において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練等を行う。
  - ① 日常生活の援助
  - ② 健康チェック
  - ③ 機能訓練
  - ④ 食事支援
  - ⑤ 入浴支援
  - ⑥ 排泄支援
  - ⑦ 送迎支援
- (2) 宿泊サービス；事業所に宿泊していただき、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を行う。
- (3) 訪問サービス；利用者の居宅において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を行う。
- 2 サービスの提供にあたっては、小規模多機能型居宅介護計画を基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行う。

(指定小規模多機能型居宅介護（指定介護予防小規模多機能型居宅介護）の利用料)

第12条 事業所が提供する指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、介護報酬の告示の額とする。

- 2 ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受けるものとする。
  - (1) 食事代 朝食420円、昼食・夕食630円 おやつ代70円
  - (2) 宿泊費 1泊につき2,000円（消費税別）
  - (3) おむつ代 受診付き添い 実費
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、指定小規模多機能型居宅介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、その利用者が負担することが適当と認められる費用について、実費を徴収する。
- 3 前項の費用の徴収に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対して、当該サービス内容及び費用について文書で説明を行い、同意を得る。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 13 条 サービスの提供に当たっては、利用者に以下の点に留意していただくものとする。

- (1) サービス提供前に健康チェックを行い、結果によっては、入浴サービス等中止する場合があること。
- (2) 利用当日に欠席をする場合には前日もしくは当日午前9時00分までに事業所に連絡をしていただくこと。
- (3) サービスを提供する上で、下記の行為等が見られた場合、利用の中止をしていただく場合があること。
  - ・敷地内での喫煙。
  - ・多額の金銭や貴重品の持ち込み。
  - ・ペットの持ち込み。
  - ・営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動。
  - ・その他、他の利用者への迷惑行為。

(緊急時における対応方法)

第 14 条 事業所の職員は、指定小規模多機能型居宅介護の提供中に、利用者の心身の状況に異常、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

- 2 主治医との連絡及び指示が得られなかった場合には事業所が定めた協力医療機関へ連絡するとともに受診等の適切な処置を講ずる。

(事故発生時の対応)

第 15 条 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行なうとともに、必要な措置を行なう。

- 2 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行なう。
- 3 当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(苦情処理)

第 16 条 当事業所は、自ら提供した指定小規模多機能型居宅介護に対する利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

- 2 当事業所が行う事業等に対する苦情について、利用者及びその家族が、他の機関(市町村、国民健康保険団体連合会)への申立てを希望する場合は必要な協力を行う。
- 3 当事業所に対する利用者等からの苦情について、市町村又は国民健康保険団体連合会が行う調査に協力し、改善等の指示を受けた場合は速やかに改善する。

(非常災害対策)

第 17 条 指定小規模多機能型居宅介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合には、職員は利用者の避難等適切な措置を講ずる。管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等と連携方法を確認し、非常災害時には避難等の指揮を執る。

- 2 非常災害に備え、年2回以上の避難訓練を行なう。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。
- 3 事業所が浸水想定区域に所在する場合は、浸水被害の発生に備え、水防法に基づく避難確保等(避難確保計画の策定、避難訓練の実施、自衛水防組織の設置等)の必要な措置を講ずる。

(運営推進会議)

- 第18条 当事業所の行う指定小規模多機能型居宅介護（指定介護予防小規模多機能型居宅介護）を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。
- 2 運営推進会議の委員は、利用者又は利用者の家族、地域住民の代表者及び小規模多機能型居宅介護についての知見を有するものとする。
  - 3 運営推進会議の開催はおおむね2ヶ月に1回とする。
  - 4 運営推進会議は通いサービス、宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会とする。

(市町村との連携)

- 第19条 当事業所の利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。
- (一) 正当な理由なく指定小規模多機能型居宅介護（指定介護予防小規模多機能型居宅介護）の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
  - (二) 偽り、その他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。
- 2 当事業所は、提供した小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）に関し、利用者の心身の状況等を踏まえ、妥当適当に事業が行われているかどうかを確認するために市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(職員の資質向上)

- 第20条 当事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおりも受けるものとし、又、業務体制を整備する。
- (一) 採用時研修 採用後1週間以内
  - (二) 継続研修 年3回以上
  - (三) 2事業所は、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させる。

(職員の勤務条件)

- 第21条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人社団金森会の就業規則による。

(職員の健康管理)

- 第22条 職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診すること。  
ただし、夜勤勤務に従事するものは、年間2回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

- 第23条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。
- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（別添）を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
  - 3 事業所において、従業員者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(サービス提供の記録)

第 24 条 事業所は従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備し、利用者に小規模多機能型居宅介護を提供した際には、次の各号に掲げる記録に具体的なサービスの内容等を記録するとともに、その記録を利用終了後 5 年間は保管する。

- 一 居宅サービス計画 (介護予防計画)
  - 二 小規模多機能型居宅介護計画 (介護予防小規模多機能型居宅介護計画)
  - 三 具体的なサービス内容に関する記録
  - 四 身体拘束等の様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
  - 五 第 18 条第 1 項に規定する市町村への通知に係る記録
  - 六 第 15 条に規定する苦情の内容等の記録
  - 七 第 13 条、第 14 条に規定する、緊急時又は事故の状況及びそれに対して採った処置についての記録
  - 八 第 17 条に規定する運営推進会議における報告、評価、要望、助言等の記録
- 2 事業所は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則としてこれに応じる。但し、代理人その他の者に対しては、利用者の承諾、その他必要と認められる場合に限り、これに応じる。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第 25 条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。ただし、次の各号についての情報提供については、利用者及びその家族から、予め書面で同意を得たうえで行うこととする。

- ① 介護保険サービス利用のための市町村、居宅介護支援事業者、その他の介護保険事業者などへの情報提供、あるいは適切な在宅療養のための医療機関等への診療情報の提供。
  - ② 介護保険サービスの質を向上するために学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守する。
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の扱いとする。

(居宅介護支援事業所等に対する利益供与の禁止)

第 26 条 当事業所は、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、介護保険施設、その他保健医療福祉サービス提供者やその従事者に対して、利用者に特定の事業所によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。

(虐待防止に関する事項)

第 27 条 事業者は利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じるものとする。

- ① 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- ② 利用者及びその家族からの苦情体制の整備
- ③ 虐待防止に係る検討委員会を設置し、虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図る
- ④ 虐待防止するための指針を整備する
- ⑤ 前 1 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する

2 事業者は、サービス提供中に当該事業所の従業者または養護者 (利用者の家族等利用者を現に養護する者) による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に報告するものとする。

(身体的拘束など)

第 28 条 事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する者とする。

(業務継続計画の策定等)

第 29 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 30 条 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する

2 事業所は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

3 小規模多機能型居宅介護（指定介護予防小規模多機能型居宅介護）に関連する政省令や通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項は医療法人社団金森会と当事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。

(平成 27 年 8 月 1 日一部改定、同日から施行する。)

(平成 28 年 3 月 1 日一部改定、同日から施行する)

(令和元年 9 月 1 日一部改定、同日から施行する。)

(令和 3 年 4 月 16 日一部改定 同日から施行する)

(令和 4 年 4 月 1 日一部改定 同日から施行する)

(令和 4 年 5 月 1 日一部改定 同日から施行する)

(令和 4 年 12 月 1 日一部改定 同日から施行する)

(令和 6 年 4 月 1 日一部改定、 同日から施行する)